平成２３年（フ）第１８３号
千葉県船橋市高根台３丁目３番242棟108号
債務者　中村　文彦
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４号
福井県敦賀市古田刈67号812番地
債務者　橋爪　隆之
1　決定年月日時　平成23年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１０５号
静岡県浜松市中区上島３丁目29番12号　ボヌール片岡Ⅱ―203号
債務者　安藏　　清
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
静岡県浜松市中区上島３丁目29番12号　ボヌール片岡Ⅱ―203号
債務者　安藏　法子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
名古屋市守山区川西１丁目302番地　第１みどり荘11号
債務者　堀内　享典
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５９号
愛知県春日井市中央台３丁目１番地２　202号棟302号室
債務者　宇都宮貞徳
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６０号
愛知県春日井市中央台３丁目１番地２　202号棟302号室
債務者　宇都宮　忍
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７３号
名古屋市西区枇杷島２丁目６番33号　エクレール清峰203号
債務者　土田　明美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８７号
名古屋市中川区高畑２丁目84番地　鈴家荘北棟107号
債務者　細江　昌美
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１号
兵庫県加古川市加古川町稲屋353番地の12
債務者　藤原　愼子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７８号
福岡県久留米市野中町189番地１の４
債務者　森　　憲二
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１７号
福岡県柳川市久々原203番地１　フェリーチェⅡ―C202号
債務者　村井　恒輔
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第９５３号
熊本市楠５丁目７番４―296号
債務者　北本小百合（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１３号
大分県国東市安岐町瀬戸田1203番地１
債務者　佐藤　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
北海道小樽市末広町24番９号
債務者　渡部　結花
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第７号
北海道小樽市住吉町５番25号　ルインズノース７号室
債務者　吉田友里栄
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第２１号
北海道小樽市長橋１丁目７番２号
債務者　澤田　佑子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部